

地域情報化の現状と課題

溝口雅明

要約

情報化社会への大きな潮流を受けて、大都市と地方との情報格差の縮小並びに地域活性化の新しい手法として、各省庁による地域情報化構想が打ち出されてから6年が経過した。この間、全国各地域で数多くの取り組みがなされたが着実な成果を積み重ねているところがある反面、停滞もしくはそれに近い状況も多数見られる。

本稿では、地域情報化構想の出てきた時代背景を踏まえ、これまでの取り組みの現状分析から地域情報化に関わる各機関の役割や今後の課題について考察し、あわせて道内の地域情報化の概要についてもまとめている。

1. 情報社会

1-1 情報化の意味

「情報化」、「高齢化」、「国際化」、「経済のソフト化・サービス化」の四つのキー・ワードは、20世紀から21世紀にかけての日本社会の動向を示す言葉である。日本の社会はこれらの流れに対応していくために多様な政策が打ち出されている。特に、情報化社会への歩みは、コンピュータと通信関連の科学技術の急速な進歩と相まって、急激な進展を見ている。

情報化は、1980年代に始まった「3C革命」

がその発端だといわれている。

すなわち、

- ①コンピュータ (Computer)
.....電子計算機
- ②コミュニケーション (Communication)通信
- ③コントロール (Control)
.....制御

の3Cである。

現在のわが国は、「高度工業社会」から「情報社会」への移行期にあるといわれているが、さらにこの情報社会の次の段階に来るのが「高度情報社会」といわれている(図1)。

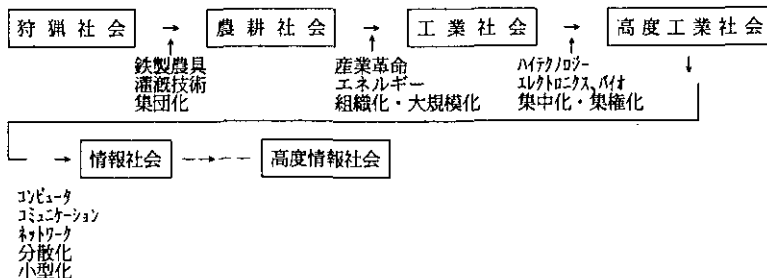


図1 社会経済の発展段階における情報社会の位置づけ

1-2 情報化の進展

情報化の動きは、まず企業活動の合理化、新たなビジネスチャンスの模索等、産業分野から積極的に取り組まれてきた。3C革命を背景に製造部門、事務管理部門、流通販売部門の順に情報化が進み、さらに各部門間が通信ネットワークで結ばれ、高度化がなされてきた。この動きは一企業内にとどまらず、多くの企業間でお互いに影響しあいながら産業全体のネットワーク化をもたらしている。

一方、社会生活分野においても、情報化は様々な形で進行している。例えば自治体では住民記録管理の電算化により窓口業務のスピードアップが図られている。生活分野では、24時間の衛星放送が始まったり、デジタル技術を利用した音響映像機器・ソフトの普及により手軽に高品質の映画・音楽が楽しめるようになった。また、小売業、サービス業、金融・証券業などは、消費者との間のネットワーク化も推し進め、家庭や個人が所有する各種情報通信端末(キャプテン、ファミコン、パソコン、ワープロ、ファクシミリ、CATV等)を使っての通信販売や金融取引・証券取引などのサービスを始めている。

一般的に情報社会とは、「コンピュータ、通信ネットワーク、制御技術を中心とする技術革新の結果、各種の情報をより広範に収集し、迅速、正確、かつ低コストで伝達、利用することによって、情報がエネルギーや物質と同等あるいはそれ以上に重視され、価値をもつ社会」と定義されているが、このように、産業や社会生活の活動は、コンピュータや通信ネットワークそして情報そのものへの依存

度をますます高めているわけである。このプロセス(過程)のことを「情報化」という言葉でとらえることができる。

1-3 制度改革=規制緩和

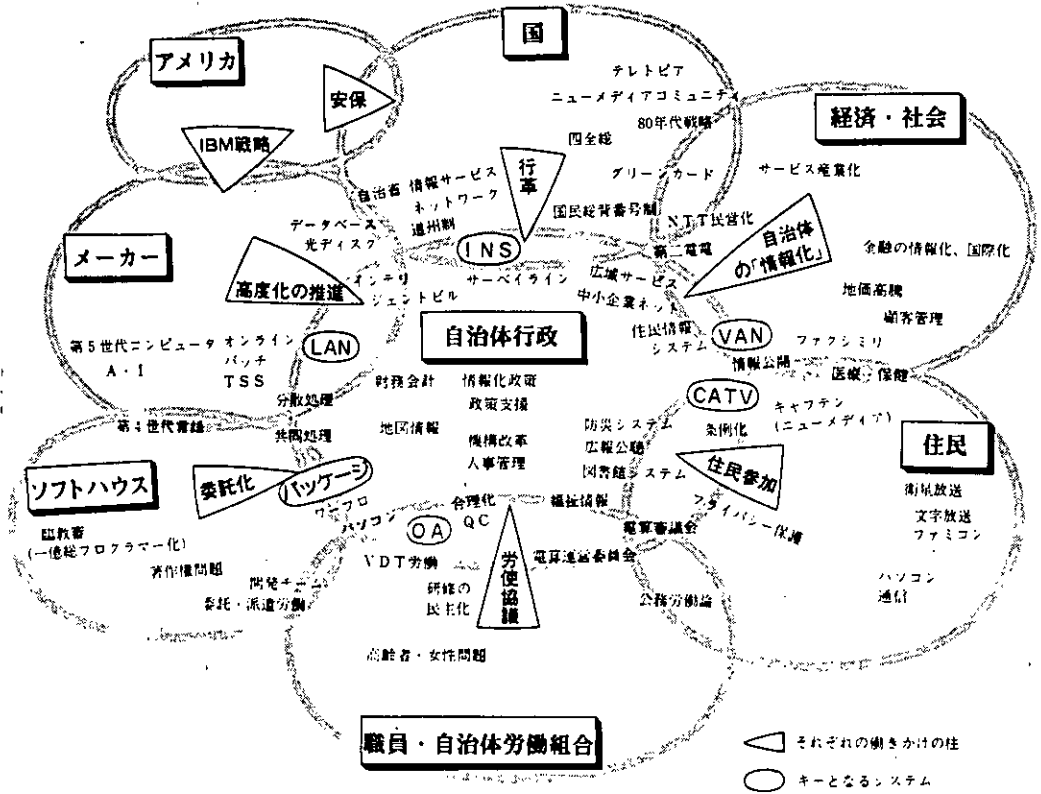
このような情報化の進展を制度の面からさらに加速したのは、1985年(昭和60年)4月の電気通信事業の自由化である。これにより、従来はNTTなど一部企業が独占していた情報通信分野に競争原理が導入された。この自由化は情報通信事業者の設備投資の拡大、企業等の利用者の情報通信機器等の購入増大、情報通信システムを活用するニュービジネスの顕在化等を誘発している。情報通信は内需拡大を推進する牽引車の役割を担うとともに、わが国の経済、地域社会の活性化や産業構造の高度化をリードする基幹的分野になると想定されている。

1-4 地域・地方自治体を取りまく情報化の背景

近年、社会経済環境においては、情報化が急激に進展しているため、地域あるいは地方自治体が情報化に取り組まざるを得ない様々な背景が働いている。その様子を模式的に示したのが図2-1である。

すなわち、国からは各省庁で推し進める情報化構想への働きかけや税や保険などの本来業務に係わる情報化、また地域社会からは産業振興面における民間サイドからの情報化要求や住民からの情報ニーズ、さらには、内部業務の情報化要求など様々である。

図2 自治体を取りまく情報化の背景



2. 国（中央省庁）が推進する地域情報化

2-1 国が推進する地域情報化の目的

経済力のある大都市では高度な情報通信システムが整備されやすい状況にあるのに対し、地方では大きな需要が見込めないことから整備されにくい状況にあるため、地域における情報化は遅れ、大都市と地方との格差はますます拡大することが懸念されるとして、国の各省庁は地域情報化構想を掲げ、モデル都市指定等により情報化を推進している。

各省庁はさまざまなタイプの地域情報化構想を打ち出しているが、そのねらいは次のよ

うに整理できる。

- ① 情報通信システムの特質である時間的・距離的制約の緩和・除去ということが地域社会の発展に寄与すること。
- ② 情報化は個人・企業・行政といったあらゆる主体を巻き込む変化であり、地域の生活・経済・文化・社会全体に大きなインパクトをもたらすと想定されること。
- ③ 情報化に積極的に取り組んだ地域とそうでないところとでは、今後、産業の競争力、行政サービス、文化水準等の面で様々な格差が生じることが予想されること。

表1 各省庁における主な地域情報化構想（1992年／平成4年5月現在）

| 計画・構想 | 理念・目的 | 推進省 | 備考 |
|---------------|--|------------|---|
| テレピア | ニューメディアによる地域社会の発展を通じて高度情報社会への円滑な移行を推進するための先行的実用化を図ること。 | 郵政省 | 1984年度（昭和59年度）より指定開始 109地域 |
| ニューメディアコミュニティ | 地域コミュニティの産業・社会・生活の各分野におけるニーズに即応する各種のモデル情報システムを構築により、情報システムの普及を図る。 | 通商産業省 | 1984年度（昭和59年度）より指定開始 モデル地域21 応用発展地域64 |
| グリーンピア | ニューメディア等の利活用を図り、先駆的・モデル的各種情報システムの計画を策定するとともに、農山漁村地域における情報システム化を普及・促進する。 | 農林水産省 | 1986年度（昭和61年度）より指定開始 53地域 |
| インテリジェント・シティ | 都市整備等において担当すべき高度情報通信基盤・システムの整備をまちづくりと一体として計画的・総合的に推進すること。 | 建設省 | 1986年度（昭和61年度）より指定開始 53都市 |
| 地域衛星通信ネットワーク | 地方公共団体等において通信衛星を共同利用するための設備を設置し、運用することによって、防災情報及び行政情報の伝送を行うネットワークの整備促進を図る。 | 自治省 郵政省 | 1990年2月に（財）自治体衛星通信機構設立。ネットワーク運用開始は1991年度（平成3年度）12月を予定47都道府県と11政令指定都市が参加 |

2-2 各省庁の地域情報化構想

情報化社会への大きな潮流を受けて地域情報化構想が幾つかの省庁で打ち出されている。これらの構想は1985年度（昭和60年度）前後に相次いでスタートしている。

2-3 各省庁が推進する構想の現状と問題点

各省庁が5～6年前に相次いで着手した地域情報化事業は、着実に成果を積み重ねて、後に続く地域の模範事例となっているところもかなり増えてきている反面、停滞もしくはそれに近い状況のところもみられる。

中には設立法人（第3セクター）やシステム運営が休止状態に陥っている地域もあり、そのような地域では一部計画の見直しが行われ、地域によっては大幅に計画の進捗が遅れ

ているところがあるのも事実である。

その原因は、事前に採算性や地域のニーズを把握しきれておらず、事業を担う人材も不足しているなどの点にあるといえよう。また、構想の指定を受けるため、十分な計画検討をすすめないまま、見切り発車した地域も多かった。ニーズはあるが事業化に資金がかかりすぎたり、開発したソフトが使いにくいなどの問題をかかえている地域もある。また、地域住民に本当に役立つ情報を提供できるかどうか、そのための優秀な人材を確保できるかどうかは事業成功の決め手になるともいわれている。

通商産業省は1990年（平成2年）1月、情報システムの構築段階から休止状態になっている旭川市の「ニューメディアコミュニティ構想推進協議会」を再開し、計画の見直しに

着手した。さらに他の地域でも問題点を洗い出す方針である。郵政省もモデル地域指定後、全く進展の見られない地域について、相談に応じたり、計画の見直しを求めたりしてテコ入れをしている。

ただ、地域の自主的な努力が計画推進の前提だけに、国の軌道修正がすぐに成果に結び付くわけではない。これまで国、自治体とも話題性に目を奪われ、浮足立っていた面は否定できない。情報化が地域に浸透するためには、国と自治体双方の取り組み姿勢を変えていく必要もあるだろう。

3. 地域・地方自治体が取り組む 地域情報化

3-1 転換点にきた情報化施策とその背景

(1) 転換点にきた情報化施策

自治省が実施した調査によれば、各省庁の指定を受けた構想と地方自治体独自の構想を合わせると、構想策定自治体数は1992年（平成4年）5月段階で、584団体（計画中のものを含む）と報告されている。

構想打ち上げから2～3年は各省庁とも毎年度、10～20にのぼるかなりの数の地域指定を行ってきたが、1989年度（平成元年度）ごろから、その指定ペースは大幅にスローダウンしている。

この背景には、従来各省庁がとってきたモデル都市指定等の地域情報化政策が数の上でも、内容の上でも「モデル」としての限界に達していることがあげられる。

すなわち、第3セクター方式の情報通信事業が成立する可能性のある人口・経済規模の都市の大部分は既に指定を受けてしまっており、システムのバリエーションもだいたい出尽くした観がある。しかし、これらの構想指定を受けようとする自治体が減少したとはい

え、地域の実状に合った独自の情報化構想を推進する自治体の数は着実に増えており、また、既に構想指定をうけて事業を立ち上げていた地域においても、大幅な見直しをかけて再出発を図るところが出てきている。

各種の情報技術が実用化の段階を迎え、各種の情報機器が開発される初期段階では、情報化にかかわる技術やノウハウ、情報などに最も精通できる立場にある国が地方自治体を通じて各地域で実験や試行を行い、実用化に向けて推進していくことはきわめて必要なことである。

しかし、地方自治体がこれら地域情報化構想の具体化を通じ、あるいは、実際に構想の実験と実行に取り組まなくても、他地域の経験を聞くことによって「情報化とはどういうものか」について、かなりの程度その輪郭が明らかになりつつある現在、地域情報化を地域が主体性を持ち、長期的な視点で自主的に推進していく時期に来ているといえることができる。

5、6年前に始まった地域情報化施策も実験や試行の段階を終え、一つの転換点に来ているといえる。

(2) 地域開発政策の中での情報化施策の位置づけ

地方自治体が地域の情報化に取り組んだのは、情報化がなんらかの形で地域開発につながるのではないかという期待感をもったためという側面もある。しかし、これまで多くの構想指定地域で実施されてきた地域の情報化は、短期的には地域開発という面において、それほど大きな効果をあげていない。

高度成長期が終わり、1975年（昭和50年）以降、地方の時代が叫ばれてから、地域格差是正の対象となるものが、所得格差からメンタルなもの、文化的なものへと移行するが、

この中で最も大きな格差といわれるものが文化などをも含めた「情報格差」であり、またこの格差が拡大する傾向にあることも問題になり始めた。もちろん、この背後には、急速に進むコンピュータリゼーションや通信ネットワークの大都市集中という「情報の集中化」現象があったのはいうまでもない。

また、一方では「経済のソフト化」「知識集約産業を中心にした産業構造への転換」といった経済構造の変化は、重化学工業立地を念頭においた大規模地域開発の効果が薄れつつあることが明白になってきた。ここにおいて、従来の地域開発政策とは別の発想が求められるようになり、「地方の時代」の流れに乗った上で、地域における情報格差の是正、21世紀へ向けての新しいリーディングインダストリーとしての情報通信産業の育成といった大きな期待が込められ、従来の地域開発施策とタイアップした形で、各省庁の地域情報化構想が登場したといえよう。

(3) 自治体の情報化への契機

地方の時代における住民のニーズが産業政策よりも生活環境、とりわけ文化的なものにウエイトをかけるとなれば、行政サービスも、より情報化に取り組みざるを得なくなる。

【例－1】文化行政

従来は図書館、博物館、公民館等々の公共施設を「住民〇〇人当り何館」といった指標からの格差論が多かった。しかし、いま、これらの施設がある程度整備されると、建物の数だけではなく、その内容が問われるようになっていく。住民がこれらの施設を利用するということは施設を介して情報を入手し、消費していることであるから、当然の結果として、そこで得られる情報の量、情報の質に対して

進んでいる地域との格差を感じずようになっていく。

【例－2】スポーツ施設

体育館、テニスコート等々のスポーツ施設についても住民当りの施設数では、地域の格差は縮まりつつある。だが、利用者にとっては、利便性は必ずしも同じではない。利用案内、利用手続き、そしてそこで開催されるスポーツイベントの質と量においては、地域によってサービス体制に大きな差がある。

【例－3】広報活動等

広報活動や地域の公共施設の利用予約に地域で多種のメディア（たとえば、CATV、FAX、キャブテン、パソコン通信等）を利用する地域もあれば、従来そのまま消極的な活動のまま（窓口に来るのを待っているだけ）の地域もある。

【例－4】事務処理・窓口サービス

住民が事務手続きとしていちいち役所を訪れなければ用が足せない（水道料金の支払、住民票の交付等）、そしてわざわざ訪れても長時間待たされる、といった不満も根強いものがある。こうした不満は、役所の事務処理すなわち情報処理が効率的でないことに起因する。さらには、役所内の事務処理の非効率さが、結局、きめこまやかさが要求される対住民サービスを手薄にすることにもなってしまう。

このような背景は、改めて地方自治体を地域の情報化に向かわせる一つの契機として数え上げられる。実際にも、テレピア構想やニューメディアコミュニティ構想指定地区で

は、こういった行政情報処理システムの整備をメイン事業に置いているところもある。このように、自治体独自で行っている各種行政情報システムの導入は、地域情報化のスタート台ともいえよう。

3-2 地域情報化の目的

地域情報化を将来のまちづくりに向けた一般的な目的としてとらえた場合には、以下のように整理することができよう。

●生活環境整備策としての地域情報化の推進

①地域イメージすなわちコミュニティ・アイデンティティ (CI) の高揚

高度情報通信を活用しながらその地域独自の情報を蓄積、処理し、そこからまた、新たな地域情報を生産しうるような情報環境を整備し、人々がその地域に帰属意識をもちうるような地域イメージを創出することである。この

戦略により、地方としてのアイデンティティを自ら創出し、内外にその地域の存在をアピールし、地域の付加価値としての地域イメージを確立していくことが期待される。

②地域住民の生活のための必要条件すなわちシビル・ミニマムの達成

人間が快適な生活を送るための医療、福祉、教育・文化、防災、都市環境、行政事務サービスといった基本的機能を満たすシビル・ミニマムを達成するための情報通信システムの確立をめざす。

●産業振興策としての地域情報化の推進

①優位性のある情報環境の創出による企業誘致の促進

地域において情報面での特殊なインフラや制度を設け、意図的に他の地域と異なる優位性のある情報環境を創出し、企業誘致を促進する戦略である。

表2 情報化の事例

| 分野 | 情報化の事例 |
|------|---|
| 医療 | ・診断、処方、医療事務へのコンピュータの導入 ・遠隔地医療支援システム（データ通信、双方向CATV） ・住民健康管理情報システム（データ通信、ICカード） ・救急医療情報システム（データ通信、ビデオテックス） |
| 福祉 | ・身体障害者の在宅福祉システム（ファクシミリ、データ通信） ・独居老人緊急通報システム（データ通信） |
| 教育文化 | ・社会教育システム（市民講座等/CATV、データ通信、AVメディア機器） ・公共施設管理情報システム（利用案内、予約等/データ通信） ・図書館情報システム（蔵書・資料データベース/データ通信） |
| 防災 | ・防災データベースシステム（危険箇所、危険物所在等/データ通信） ・局所的気象情報提供システム（雨量、河川水量等/データ通信） |
| 都市環境 | ・公害環境監視システム（騒音、大気汚染、水質等/データ通信） ・テレコントロールシステム（ガス・水道の遠隔自動検針等/データ通信） ・交通情報システム（市バス運行状況、駐車場情報等/データ通信） |
| 行政事務 | ・窓口業務オンラインシステム（住民記録、税務、年金等/データ通信） ・各種統計データベース |

人材も情報資源としてとらえれば、大学や公的研究機関の誘致、設立もここに含まれる。

②情報関連ニュービジネスの地域内育成

地域情報化の推進には、その核となる事業体（民間企業や第3セクター）が不可欠である。企業家精神に富んだ人材・企業がこれまで地域には無かった新しい産業を興し、それを地域自前の産業と育成する戦略である。

③企業革新による新社会ニーズへの対応

各種情報システムを既存の地域産業に提供し、新消費財、新生産法、新市場、新産業組織形態の創造に成功し、地域産業の革新を促進する戦略である。この戦略により、一次産業の1.5次化、地場産品の付加価値増、流通ネットワーク整備、販売管理の効率化、観光産業のPRが促進され、地域産業全体の振興が期待される。

3-3 地域情報化の問題点

(1) 自治体の役割

国の地域指定を受けた自治体もそうであろうし、また情報化の波を強く感じつつ独自の施策を模索している多くの自治体においても、「地域情報化」の中で自治体自らがいたいどんな役割を果たすべきなのか戸惑いを感じていたように思われる。

すなわち、行政情報システムのように自治体自身がハード運用および情報管理の当事者となりうる場合は別として、多くのシステムは地元の企業・団体、そして時には情報消費者・利用者としての地域住民に参画してもらう必要があり、こうした中で、ともすれば自治体の役割が不明確になりがちである。自らはハードの運用主体でもなければ情報の提供者でもないにもかかわらず、あたかも事業

主体であるかのように、地域指定を受けるための申請の窓口となることへの戸惑いがあったのではないかとと思われる。

地域の情報化を更にもとめるためには、ハードの整備・構築は必要条件にすぎず、それ以後の効率的運用の上に、価値ある情報が絶えず提供されることが重要である。こうしたことから、地域の情報化を自治体独自に遂行しうる範囲には限度があり、様々な民間セクターからの積極的な参画が前提とされなければならない。

そのためには、アイデアを出すこと、情報化のメリットを示すこと、人材育成を支援することなどにより、地域に刺激を与えることでも自治体にとっては十分な役割を果たすことができる。

(2) 情報化の課題

地域情報化で、自治体を戸惑わせたいま一つの要因は、地域における情報（化）需要の見極めの困難性にあった。構想指定を受けた各自治体は、計画策定の過程で地域内の企業や団体、住民に対して「ニーズ調査」を行うのが通例であるが、この段階で明確なニーズが把握できなかったり、その規模が事業成立には過小だったりという問題が発生している。あるいは、最悪のケースでは、「情報システムはないよりは、あったほうがいい」という程度の「総論賛成」のニーズ調査結果によりシステム導入を図ったが、いざスタートしてみると利用者がほとんどいないという例もあったのである。

このような状況下において、地域の情報化に対し潜在需要を持っていると思われるのは、私的・公的両セクターの企業体であろう。このうち、一定の情報化需要を独自に潜在化させており、しかも従来パターンでの地域開発計画に参加しやすい主体は、他ならぬ地方自

治体である。これに対し、同じく情報化への潜在需要を抱えているはずの民間企業が「テレビピア構想」ないし、「ニューメディアコミュニティ構想」的な発想の計画にどこまで積極性を示すかといった懸念が常にある。というのも、競争体制下の民間企業にとっては、排他性の高い独自の情報取得、あるいは排他性の高い情報ネットワークが重要となるからである。企業活動における情報化の努力は、自治体＝行政が関与しないかたちで、民間ベースでニーズとコストと優先順位に応じて独自に進展する傾向は今後、ますます強まる趨勢にある。これは、企業規模が大きければ大きいほど、そして知識集約型の産業であるほどこの傾向は高い。

しかしながら、一方で、共通のネットワークや情報があれば、それも確実に利用しようとすることも事実である。このような問題点を事前のニーズアンケート調査だけで予測することは難しいものがある。

(3) 地域情報化を推進する上での問題点

今後、地域の情報化に向けて、地域レベル（行政、企業・団体、住民）での活動を深めて行くには、どのような点が留意されなければならないか。

まず、情報化には、ハード局面とソフト局面、そして情報活動の主体としての地域住民の局面があることをまず押さえておく必要がある。

① ハード局面

従来の地域開発においても、例えば病院を建設すれば建物としてのハードのほかに医療機器というハードも必要になり、そして医師や看護婦というソフトが必要である。また、美術館、博物館をオープンすれば収蔵品が、ホールをつくれれば催し物（イ

ベント）が必要になる。しかも常にその質が問われるといったかたちで、物理的な施設（ハード）だけでは、開発の目的が達成されず、それと表裏をなすかたちで人材や運営者側の知的・文化的活動の成果が不可欠になるのである。

② ソフト局面

こうした状況は、情報化に関しては、なお一層、鮮明なかたちであてはまる。どのように高度な通信ネットワークやそれに接続される様々なニューメディアが導入されても、それを介した情報活動が低レベルにとどまっていたら、どうにもならないということである。こうした、毎日の情報活動（提供者と利用者による片方向、双方向の活動）を誰と誰が担うのかということの考慮が、いわゆるハードの構築以上に重要なものといえるのである。

③ 情報活動の主体としての地域住民の局面

地域内の情報活動を高次化させるためには、個々の諸組織とそれを支える人間が、さらには、究極的には地域住民のすべてが創造的かつ進取の気性にあふれた情報活動の主体として育っていくことが必要であろう。そのためには、まず地域に、どのような情報源があり、誰がどのような利用の仕方をしているかを把握するとともに、地域にとっての価値ある情報とは何かを把握するといったソフト面からの政策検討が必要である。ハードは、その次に考えても十分であるし、“秒進分歩”の技術革新が進行している現状では、あとになるほど、低コストで高品質のハードが提供されるようにもなろう。

4. 北海道における地域情報化の概要

道内における地域情報化は、二つに大別される。一つは道が全道的な見地から推進するもので、いま一つは市町村や圏域単位で国が支援する地域情報化施策の一環あるいは地域独自の発想のもとに取り組みをしているものである。

4-1 道の推進する情報化施策

北海道は全国の都道府県の中でも最も早くから地域情報化に取り組んでいる自治体の一つである。

1983年（昭和58年）8月には早くも、庁内若手職員による「地域INS検討プロジェクトチーム」を発足させ、広大な行政エリアをもつ北海道にとって情報通信システム利用の可能性とそれによる地域活性化の模索を始めた。同年12月には農村地域へのINS導入を中心とする中間報告を発表している。

その後、1985年（昭和60年）9月に産・学・官の連携のもとに「北海道ニューメディア振興協議会」を発足、1987年（昭和62年）3月には報告書「全道的な通信ネットワークの実現に向けて」をとりまとめた。

この報告を受けて、翌1988年（昭和63年）5月に官民の実務者から構成される「NF212構想推進チーム」を発足させ、各種情報システムの実現可能性に向けて検討を開始した。NF212とはNetwork Frontier 212市町村の意味である。同推進チームは、1989年（平成元年）10月に報告書とりまとめたが、その内容は当初計画を大幅に見直したもので、事業主体となる第3セクター設立（出資金10億円を予定）は事実上中止となり、全道を統合したレベルでの地域情報化推進は縮小、後退した。

その後、道は学識経験者から構成される「北

海道情報化懇話会」を設置し、情報化施策の出直し版ともいえる「北海道地域情報化ビジョン」を策定し、1991年（平成3年）9月発表した。

このビジョンのねらいとして次の3点があげられている。

- ① 情報化の進展が道民の暮らしや地域の産業などにどのような関わりをもってくるかを考え、21世紀に向けた取り組みのあり方や課題を提起することを通じて、いろいろな立場からの取り組みを活発にし、広汎なコンセンサスの形成をうながす。
- ② 道や市町村など、公共部門の地域情報化への関わりを方向付けるとともに、相互の連携方策を明らかにし、市町村の計画的な推進の目安とすることを通じて、民間と一体となった地域ぐるみの取り組みを促進する。
- ③ 北海道新長期総合計画に沿った各種情報化関連施策について、取り組み環境の変化や技術的な革新に対応して、その内容を一層充実したものにするとともに、施策間の連携を強め、地域情報化の取り組みを総合的にすすめていく。

道ではこのビジョンに基づいて、各部局で連携をとりながら以下のような情報化施策・事業を実施している。

4-2 国の構想指定地域の概要

国の地域情報化施策においては、本道で12の都市（地域）が指定を受けている。

これらの地域では、個性的で特色あるシステムの構築を目指した取り組みをすすめているが、全国的にみても、地域情報化関連事業

表3 道が現在推進している情報化関連事業の主なもの（構想中を含む）

| 部 門 | 主 な 事 業 |
|--------|---|
| 総務・企画 | 情報提供検索システム 地域計画情報システム 統計情報 オンラインシステム |
| 生活福祉 | 生活文化情報活用事業 福祉INS 消費生活情報ネットワーク 女性情報提供事業 |
| 保健環境 | 救急医療情報システム運営事業 医療INS 環境情報ネットワークシステム 自然環境調査システム 保健所等情報システム |
| 商工労働観光 | 地域産業情報センター事業 生鮮食料品流通情報事業 道産品情報提供事業 北海道テクノ情報ネットワーク 食品加工研究センター通信 |
| 農業 | 農業試験研究情報システム 普及情報ネットワークシステム 家畜衛生情報処理システム 気象情報活用システム 農用地効率利用促進システム |
| 土木 | 河川情報管理事業 河川情報システム |
| 水産 | 水産情報ネットワークシステム |
| 教育 | 生涯学習情報提供システム 図書館情報システム 情報教育の推進 |

が必ずしも順調な展開を見せていないこともあり、総じて、慎重に検討を重ねているのが現状である。しかし、十勝圏の農業情報システムや札幌市のテクノパークシステムなどのように、既に稼働し、着実に成果をあげている地域もある。

4-3 道内各地域の情報化構想の特徴と課題

国の各省庁の構想指定を受けて、地域情報化を推進している地域は12地域あり、最も早い地域は、指定を受けて7年を経過しているが、各地域ともその進展状況は一律ではなく、多くの問題をかかえている。

その共通する特徴と課題を整理してみた。

① 実行計画の遅れと事業推進法人設立の遅れ

各省庁の構想は地域に新たな情報化事業推進法人（第3セクター）を設立し、そこに人・モノ・金・情報を集中させる方式をとっているが、道内各指定地域ではそれが非常に遅れている。

上記4地域以外では、いまだ第3セクターは設立されておらず、構想の見直しや規模の縮小を行ったり、自治体自身が実験的に事業を実施している段階である。

遅れている背景には、以下の諸点があげられる。

- (ア) 地域内のコンセンサスに時間がかかる。
- (イ) 事前のニーズ調査で予想外に需要が小さい。
- (ウ) 他の先行地域の様子を見ていた。
- (エ) 民間活力導入をあてにしていたが、地方都市ではそれが難しく、どうしても自治体がイニシアチブをとらざるを得ない。しかし、財政的にも人材的にも困難が大きい。

② ニーズの過少問題

構想指定を受けた各自治体は、計画策定の過程で住民や地域内の事業所に対してニーズ調査を行うのが通例であるが、この段階で明確なニーズが把握できなかったり、その規模が事業成立には過少だったという問題が多くの地域で発生している。長期の戦略的位置

表4 各省庁の地域情報化構想指定地域

| 構 想 名 | 地域名 | 構 想 の 内 容 |
|-------------------------|------|--------------------------------|
| テレトピア構想（郵政省） | 札幌市 | 冬季道路交通情報システム テクノパークシステム等の開発整備 |
| | 十勝圏 | 農業情報システム、住民総合サービスシステムの開発整備 |
| | 紋別市 | 市民情報サービスシステム、漁海況情報システム等の開発整備 |
| | 北見市 | 行政情報システム、産業基盤支援情報システム等の開発整備 |
| ニューメディア・コミュニティ構想（通商産業省） | 旭川市 | 保健医療情報システムの開発整備 |
| | 函館圏 | 観光情報システム、観光物産情報管理システムの開発整備 |
| | 小樽市 | 海洋情報システム、観光・レク情報システム等の開発整備 |
| | 網走市 | 観光情報システム、顧客動向・ニーズ分析システムの開発整備 |
| | 滝川市 | 商店街情報システム、流通情報システム等の開発整備 |
| | 丸瀬布町 | 生涯学習・社会教育情報システム、医療・福祉情報システム |
| グリーントピア構想（農林水産省） | 根室地域 | 農業情報システム等の開発整備（広域） |
| | 滝川地域 | 農業情報システム等の開発整備（滝川市単独） |
| インテリジェントシティ構想（建設省） | 札幌市 | 情報中枢機能の強化、国際会議場やインテリジェントビルの整備等 |

表5 第3セクターの設立状況

| 指定地域名 | 指定年月日 | 中核第3セクター／資本金 | 設立年月 |
|------------------|--------------------|---------------------------------|---------------------|
| 札幌市テレトピア | 1985年3月 (昭和60年) | (株)札幌総合情報センター 資本金1億8,600万円 | 1988年3月 (昭和63年) |
| 十勝地域市町村圏 テレトピア | 1985年3月 (昭和60年) | 十勝テレホンネットワーク(株) 資本金2億6,100万円 | 1988年10月 (昭和63年) |
| 旭川市ニューメディアコミュニティ | 1985年8月 (昭和60年) | (株)旭川保健医療情報センター 資本金3億円 | 1987年2月 (昭和62年) |
| 函館圏ニューメディアコミュニティ | 1986年8月 (昭和61年) | 函館インフォメーションネットワーク(株) 資本金1億円 | 1987年5月 (昭和62年) |

(注) 資本金は設立時の金額

づけにおいて地域情報化を推進する場合であれば、当面の需要規模を無視してスタートすることも可能であるが、情報化はその効果が目に見えにくいものだけに、そこまで踏み込むには難しい面がある。

③ 単一行政圏型か広域行政圏型か

道内11指定地域の中で、単独の自治体が指定を受けているものは8市、広域圏で指定を受けているものは3地域である。後者のうち、十勝広域市町村圏テレトピアと根室地域グ

リーントピアはともに農業（酪農）が地域の基幹産業として共通しており、構築をめざすシステムも農業情報システムがメインとなっている。残るもう一つの函館圏ニューメディアコミュニティは観光情報システムの構築をめざしている。

この3者に共通している点は、メインとする情報システムがいずれも産業振興策に結びついており、それが行政の境界を越えて地域的な広がりを持っている点にある。広域指定により、事務手続きやコンセンサス形成には

手間と時間がかかるというマイナス面はあるが、それ以上に情報システムの実際のユーザーが広がることのメリットがはるかに大きいといえる。しかも、各自治体エリア内においても2重、3重の情報化投資を回避できるという効果もある。

全国的にも新規の構想申請だけでなく十勝圏のように既存の指定地域の変更分も含めて、広域指定が増加している。道内ではオホーツク圏に属する紋別市、北見市、網走市がそれぞれ単独で指定を受けており、システム構築面や民間活力導入面で、重複や競合が懸念されている。

④ 行政主導型か民間主導型か

すでにシステムの一部運用を開始している地域や事業推進法人の第3セクターが設立されている地域を見ると、札幌市テレトピアと旭川市ニューメディアコミュニティは資本面からも人員面からも行政主導型である。メインとする構築システムも「冬期道路交通システム」や「医療情報システム」となっており、社会生活基盤整備のための内容となっている。しかも、この2つの地域の第3セクターは当面、収益事業を行わず、資本金を増額しながらシステム開発に専念するという点でも共通している。これに対して、十勝広域市町村圏テレトピアと函館圏ニューメディアコミュニティは民間主導型であり、それぞれ農業情報システム、観光情報システムといった産業振興を目的としている点が共通している。特に十勝広域市町村圏テレトピアでは、農業情報システムは農業団体が、そして住民総合サービスシステムのメインであるCATVは民間会社がそれぞれ自主独立の形で知恵と資金、活力を出して運営し、成果をあげつつある。1988年（昭和63年）10月に設立された十勝テレホンネットワーク（株）を

見ても、帯広市が筆頭株主にはなっているが、その割合は5.7%であり、経営者にも民間企業人が就任している点からも、実質的には民間主導型といえよう。

⑤ 一点集中型か総花的か

導入する情報システムを絞り込んでいる地域には、旭川市ニューメディアコミュニティ（医療情報システム）と、函館ニューメディアコミュニティ（観光情報システム）がある。札幌市テレトピアと十勝広域市町村圏テレトピアは複数のシステムを導入しているがそれぞれ専門の事業主体があるので、一点集中型として分類できる。これに対して、計画の遅れが目立つ紋別市テレトピア、北見市テレトピア、網走市ニューメディアコミュニティ、小樽市ニューメディアコミュニティ等の地域は、産業振興型のシステムも生活基盤整備型のシステムも両方を包含している。

5. 最後に ～地域情報化メディアを活用したまちづくりをめざして～

情報化が進展している現在、あるいは、将来において、まちづくりを考えていくにあたっては、情報化をいかに取り込んでいくかが重要なポイントとなってきている。

先に、「生活環境整備策としての地域情報化の推進」に取り組む場合の目的として、以下の2点を指摘した。

- ① 地域イメージすなわちコミュニティ・アイデンティティ（CI）の高揚
- ② 地域住民の生活のための必要条件すなわちシビル・ミニマムの達成

このためには、住民、企業、行政が一体となって、情報化時代におけるまちづくりのあ

りかたを考えていくことが必要である。すなわち、地域の歴史、資源、地域の特色を生かした個性豊かなまちづくりを行うために、情報通信システムや情報をいかに活用していくかを考えていくことであり、そのコーディネーターとしての行政の果たす役割と責任は大きい。

【参考文献】

- ・「地域振興のための生活情報基盤整備のあり方に関する調査研究 報告書」

北海道テレコム懇談会（地域情報化部会）、
1991年9月

- ・「北海道地域情報化ビジョン」
北海道（総務部情報管理課）、1991年9月
- ・「自治体情報政策の展開 上・下」
自治体研究社、1988年10月
- ・「情報通信ハンドブック'92年版」
（株）情報通信総合研究所、1991年12月
- ・「地域情報化施策の概要 平成3年版」
自治大臣官房情報管理官室編集、第一法規、
1992年3月